

## 春光子どもの居場所づくり事業実行委員会 会則

### (名称)

第1条 本会は、「春光子どもの居場所づくり事業実行委員会」(以下「委員会」という。)と称し、事務局は会長宅に置く。

### (目的)

第2条 委員会は、春光で活動する関係団体等と連携し、春光地域の小学生等を対象に「春光子どもの居場所づくり事業」を実施することにより、春光地域の子ども同士あるいは地域住民との交流を図ることを目的とする。

### (事業)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するための事業を実施する。

### (組織)

第4条 委員会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 春光地域内で地域活動等をしている者
- (2) 春光地域内に居住、勤務又は事業活動等をしている者
- (3) 委員会が特別に認めた者

### (役員を選任)

第5条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名以上
- (3) 会計 1名以上
- (4) 監事 1名以上
- (5) 上記(1)から(4)の役員のほか、必要に応じて別途役員を置くことができる。

2 役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、委員の互選により選出する。
- (2) 副会長及びその他の会長以外の役員は、会長の指名により選任する。

### (役員職務)

第6条 会長は、会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 会計は、会の会計を担当する。
- 4 監事は、会の会計を監査する。
- 5 第5条第1項第5号により設置された役員の職務は、会長が別途定める。

### (役員任期)

第7条 役員任期は就任した日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 会議は、実行委員会及び役員会とする。

2 会議は、会長が招集する。

3 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、やむを得ないときは、委任状または会長が認める代理の者により出席に代えることができる。

4 会議の進行は、会長が務める。

5 議事の決定は、出席総数の過半数をもって成立する。

6 実行委員会は、規約、事業計画、予算、事業報告、決算その他重要な事項を審議決定する。

7 実行委員会のほか、必要な事項を協議決定するため、随時、役員会を開くことができる。

(経費)

第9条 会の運営に要する経費は、補助金、助成金、寄附金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第10条 会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日又は当該年度の事業完了の日までとする。

(事務所)

第11条 会の事務所は、会長宅に置く。

(補則)

第12条 この規約に定めるもののほか、会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この会則は、令和5年5月29日から施行する。

2 委員会の初年度の会計年度は、第10条の規定にかかわらず、委員会の設立日から当該年度の3月31日までとする。

## 春光子どもの居場所づくり事業実行委員会 名簿

(敬称略)

役員	氏名	所属団体等	備考
	林 綾子	春光中央地区市民委員会	まち協委員
	山下 孝宏	春光地区住民	まち協委員
	高村 小織	春光住民児童センター	まち協委員
	市川 陽一	春光中央地区社会福祉協議会	まち協委員
※現在、実行委員会組織中のため、後日、委員確定予定			

## 様式第 1 号ー 2 (第 6 条関係)

## 地域まちづくり推進事業実施計画書

1 事業実施者	団 体 名	春光子どもの居場所づくり事業実行委員会
2 事業の名称	春光子どもの居場所づくり事業	
3 事業の目的 ※地域課題など	春光地域の子どもの対象に、一堂に会して楽しむ場を提供することにより、子ども同士、親同士の交流や、活動を支える大人たちなど多世代間交流の推進を目的とする。	
4 事業内容	<p>8月に春光住民児童センターを会場とする「水鉄砲バトル」と協力し、子どもが楽しめる子ども縁日を実施するほか、9月下旬から10月にかけては「子ども食堂」を、1月には「お餅つき」を実施する。</p> <p>※旭川北高校、旭川藤星高校などをはじめとした学生ボランティア、春光6区鈴谷町内会婦人部、春光住民児童センターのキッズクラブなど、これまで当該事業に関わりをもってくれている地域住民など、多くの方々と協働して取組をおこなう。</p>	
5 事業期間	令和7年5月1日 から 令和8年2月28日まで	

## 収 支 予 算 書

事業の名称	春光子どもの居場所づくり事業
団体名	春光子どもの居場所づくり事業実行委員会

### 1 収入の部

科 目	予算額	収入内訳
補助金	80,000	旭川市地域まちづくり推進事業補助金
合 計	80,000	

### 2 支出の部

科 目	予算額	左のうち 補助対象経費	支出内訳
報償費	10,000	10,000	学生ボランティア謝礼
消耗印刷費	25,000	25,000	チラシ印刷代 イベント実施に伴う消耗品 ほか
賄材料費	35,000	35,000	子ども縁日、子ども食堂、お餅つき 材料費
使用料	10,000	10,000	イベント時会場使用料
合 計	80,000	80,000	